

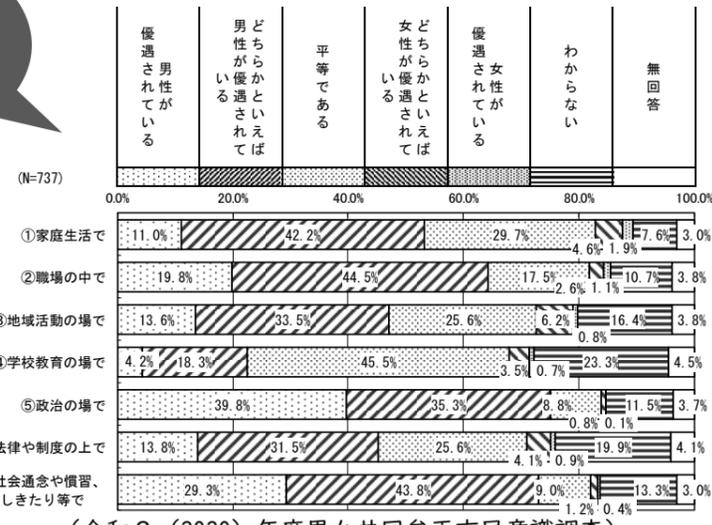
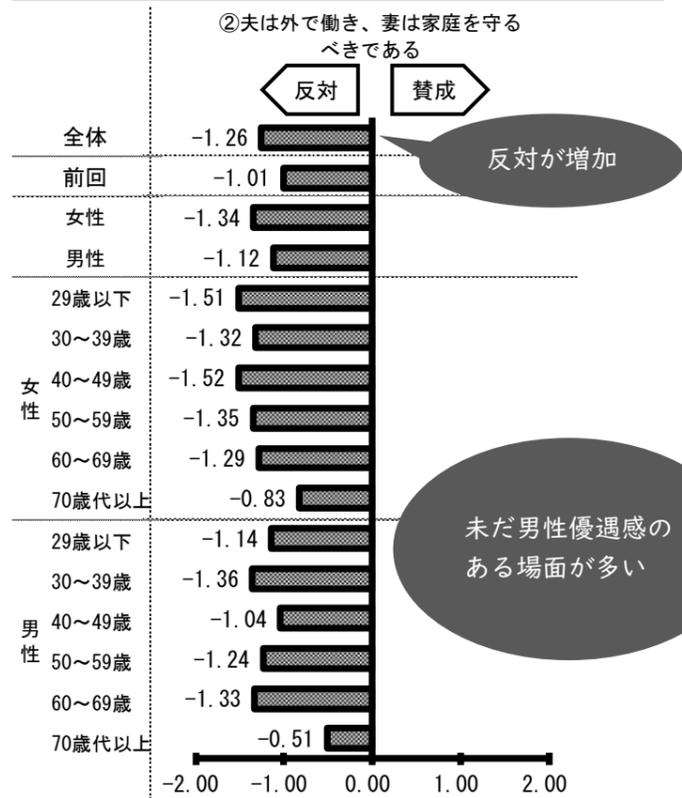
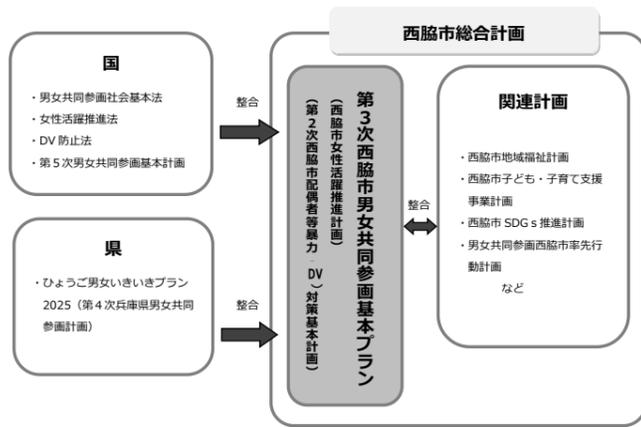
第3次西脇市男女共同参画基本プラン ～ パートナー ～ (案) (概要版)

第1章 プランの策定に当たって

- ・固定的な性別役割分担意識に賛成しない市民の割合は増加している一方で、未だ社会における様々な場面で男女不平等感が残っています(令和2(2020)年度男女共同参画市民意識調査)。
- ・新型コロナウイルス感染症の拡大により、配偶者等からの暴力や性暴力の増加・深刻化の懸念、女性の雇用、所得への影響等、男女共同参画の重要性を改めて認識させることとなりました。

- ・男女共同参画の推進により、女性をはじめ、支援を必要とする人が誰一人取り残されることのない社会の実現に向け、支援していく必要があります。

「第3次西脇市男女共同参画基本プラン ～ パートナー ～」の策定
 計画期間：令和8(2026)年度を目標年度とする5年間(必要に応じて見直し)

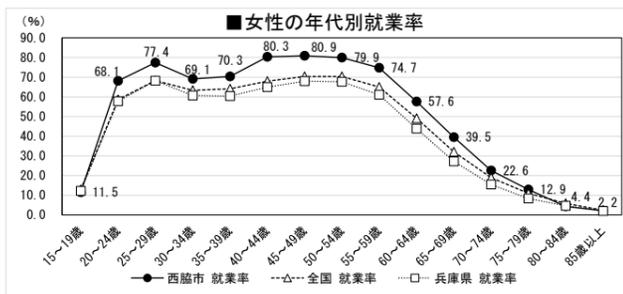


「そう思う」を+2点、「どちらかといえばそう思う」を+1点、「どちらかといえばそう思わない」を-1点、「そう思わない」を-2点として平均値を求めたものが上のグラフになり、プラスの点数が高いほど「賛成」、マイナスの点数が高いほど「反対」を示しています。

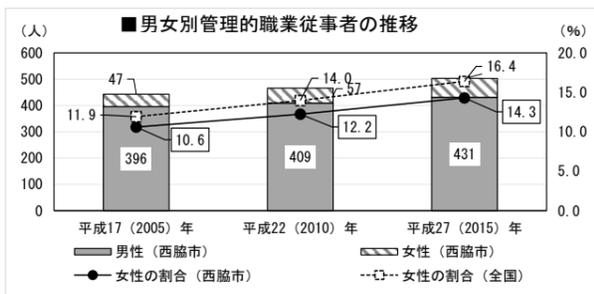
(令和2(2020)年度男女共同参画市民意識調査)

(令和2(2020)年度男女共同参画市民意識調査)

女性の就業率は国・県より高いが、管理的職業に従事する女性の割合は低い



(平成27(2015)年国勢調査)



(国勢調査)

第2章 プランの考え方

1. 基本理念

一人ひとりの人権と個性が尊重され、男女が共に輝く社会

- ・一人ひとりの人権を尊重し合いながら、男女が性別にとらわれず、また、性の多様性を理解しながら、誰もが社会のあらゆる分野に参画し、その個性と能力を十分に発揮することのできる男女共同参画社会の実現を目指します。
- ・「西脇市男女共同参画基本プラン」及び「第2次西脇市男女共同参画基本プラン」の基本理念を継承します。

2. 基本目標

- 人権尊重と男女共同参画の視点に立った社会づくり
 - ・性差に関する偏見の解消、固定観念を打破するとともに、無意識の思い込み(アンコンシャス・バイアス)による悪影響を生じさせないように、男女双方の意識改革と理解促進を図ります。
 - ・性の多様性を認識し理解を深め、全ての人々の人権が尊重され、安全にそして安心して暮らせる社会となるよう、意識改革につながる啓発に取り組みます。
 - ・家庭、学校、職場、地域等社会のあらゆる分野においても、性別によって差別しないという意識を醸成し、互いの人権を尊重し合うことによって、一人ひとりの尊厳が守られる社会を目指します。
 - ・性別にとらわれることなく、一人ひとりの個性と能力を発揮していく男女共同参画の意識を育むために、さらなる意識啓発に取り組みます。
- 女性が活躍できる社会の実現と男性の家庭生活への参画促進
 - ・性差に関する偏見や無意識の思い込みの解消に取り組みます。
 - ・固定的な性別役割分担意識にとらわれず、男女が責任を分かち合い、一人ひとりの個性を尊重するとともに、その人が持つ能力を引き出し、高めていきます。
 - ・性別にかかわらず誰もが家事・子育て・介護等に参画できる環境を整備していきます。また、男女がともにワーク・ライフ・バランスを実現させるための支援策等を検討します。
 - ・男女が共に働きやすい環境の整備、そして子育て支援や介護サービスなど、社会的支援体制の充実を図ります。
- 社会のあらゆる分野における男女共同参画の推進
 - ・審議会等において、女性の積極的な登用を図り、政策・方針決定の場に女性の参画機会を確保します。
 - ・地域社会での防災・防犯の取組を進めるに当たっては、子育てや女性に配慮した取組が行えるよう、特に女性の積極的な参画を推進します。
 - ・男女共同参画社会のモデル職場となるよう、市役所において女性の管理職への登用を積極的に推進します。

4) 配偶者等からのあらゆる暴力の根絶 第2次西脇市配偶者等暴力(DV)対策基本計画

- ・誰もがあらゆる暴力を許さない意識を持ってDVの発生を予防するとともに、被害者をいち早く保護するための取組を推進します。

3. 優先すべき取組

- 女性の審議会等への登用や意思決定過程への参画促進
- 女性に対するあらゆる暴力の根絶
- 家庭など生活の場における男性の参画促進
- ワーク・ライフ・バランスの推進

市民があらゆる場面で男女共同参画を当たり前のこととして実践できる社会づくりに取り組む必要があります。

第3章 基本計画

基本目標 I

人権尊重と男女共同参画の視点に立った社会づくり

基本方針	施策の基本的方向	具体的施策
1 人権尊重と男女共同参画に向けた意識啓発の推進	1 人権の尊重と男女共同参画の意識づくり	1 人権・男女共同参画に関する講座・講演会・学習会等の実施
		2 啓発図書等の充実及び啓発資料・広報等の発行・配布
		3 男女共同参画に関する施策や制度の情報提供及び周知
		4 市民意識調査の実施
2 性の多様性に関する意識の醸成	2 性の多様性に関する意識の醸成	5 LGBT等の性的マイノリティ(性的少数者)への理解促進
		6 男女共同参画センターの充実・強化
4 男女共同参画の視点に立った表現の促進	4 男女共同参画の視点に立った表現の促進	7 男女共同参画の視点からの表現ガイドラインの活用



基本目標 II

女性が活躍できる社会の実現と男性の家庭生活への参画促進

基本方針	施策の基本的方向	具体的施策
1 女性の活躍機会の拡大(女性活躍推進計画関係)	1 女性の就労や起業の支援	18 就労に向けての相談やセミナー等の開催
		19 再チャレンジ支援
		20 起業に向けての支援
		21 就業継続に向けた人材育成
2 能力発揮の推進と学習機会の拡大	2 能力発揮の推進と学習機会の拡大	22 能力発揮の推進と学習機会の拡大
		23 女性の総合相談窓口の整備・充実
3 各種相談窓口の充実と連携	3 各種相談窓口の充実と連携	24 各種相談窓口の充実と連携
		25 男性に対する男女共同参画意識の向上のための啓発
2 男性の家庭生活への参画促進	2 男性の働き方改革の推進	26 男性の働き方改革の推進
		27 ワーク・ライフ・バランスについてのセミナー等による推進
3 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の推進	2 企業・事業所等への啓発	28 企業・事業所等への各種情報提供
		29 企業・事業所等へのワーク・ライフ・バランスについてのセミナー等による啓発



基本目標 III

社会のあらゆる分野における男女共同参画の推進

基本方針	施策の基本的方向	具体的施策
1 政策・方針決定過程における女性の参画の拡大	1 審議会等への女性委員の登用	39 全ての審議会等への女性委員の登用
		2 事業所・各種団体等における女性の職域拡大と管理職への登用
2 家庭における男女共同参画の促進	1 男女が共に担う家事・子育て・介護等の促進	40 事業所・各種団体等における女性管理職への登用促進
		41 事業所・各種団体等における方針決定の場への女性の参画促進
3 地域活動・団体等の活動における男女共同参画の推進	1 自治会等地域活動における男女共同参画の促進	42 男女が共に担う家事・子育て・介護等の促進
		43 育児休業・介護休業に関する情報提供
		44 自治会等への女性委員の選出に向けた取組
4 職場における男女共同参画の推進	1 男女の均等な雇用機会と待遇の確保	45 男女共同参画に関する自主活動グループの育成・支援
		46 子育てグループへの支援
		47 事業所等への研修会の実施
2 農業や自営業等の女性経営者の活動支援	2 農業や自営業等の女性経営者の活動支援	48 就業継続可能な職場づくり
		49 事業所等への各種情報提供
		50 農業分野における女性の活動支援
51 自営業等の女性経営者の活動支援	51 自営業等の女性経営者の活動支援	52 管理職・学年主任等への女性の登用促進
		53 学校運営等の方針決定の場における男女共同参画の推進
6 防災・防犯における男女共同参画の推進	1 防災・防犯における男女共同参画の推進	54 男女の偏りのない児童会・生徒会役員の登用
		55 防災分野における女性の積極的な参画推進
7 市の率先した男女共同参画の推進	1 市の率先した男女共同参画の推進	56 防犯分野における女性の積極的な参画推進
		57 庁内における管理職への女性の登用と職域の拡大等
		58 ワーク・ライフ・バランスに向けた取組の推進
59 全ての審議会等への女性委員の登用(No.39再掲)	59 全ての審議会等への女性委員の登用(No.39再掲)	59 全ての審議会等への女性委員の登用(No.39再掲)



基本方針	施策の基本的方向	具体的施策
2 男女共同参画の視点に立った学校教育の推進	1 学校における男女共同参画の推進	8 児童生徒への教育の推進
		9 教職員・保護者の男女共同参画に関する研修の実施
3 誰もが健やかに安心して暮らせる社会づくり	1 女性の健康支援	10 妊娠・出産期における健康支援
		11 女性の生涯にわたる健康についての支援
		12 暴力根絶への広報
		13 暴力根絶に向けた予防学習の取組
3 ハラスメント防止対策の推進	3 ハラスメント防止対策の推進	14 犯罪が発生しにくい環境づくり
		15 ハラスメント防止対策の推進
		16 ひとり親家庭の自立への支援等
4 自立への支援	4 自立への支援	17 在住外国人の自立への支援等

基本方針	施策の基本的方向	具体的施策
4 子育て支援の充実	1 子育て支援の充実	30 子育て相談業務の実施
		31 子育て教室の実施、子育て情報誌の発行・配布
		32 ファミリー・サポート・センター事業の実施
		33 多様な保育事業等の実施
		34 放課後児童クラブの充実
5 障害のある人・高齢者等の介護負担の軽減	1 障害のある人・高齢者等の介護負担の軽減	35 児童館など子どもの遊び場の充実
		36 障害のある人、高齢者等の介護についての相談業務の実施
		37 介護保険制度、高齢者福祉サービス及び介護予防事業に関する情報提供・利用の啓発
		38 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律や児童福祉法に基づくサービスに関する情報提供・利用の啓発

基本方針	施策の基本的方向	具体的施策
5 学校における男女共同参画の推進	1 男女共同参画の視点に立った学校運営の推進	52 管理職・学年主任等への女性の登用促進
		53 学校運営等の方針決定の場における男女共同参画の推進
		54 男女の偏りのない児童会・生徒会役員の登用
6 防災・防犯における男女共同参画の推進	1 防災・防犯における男女共同参画の推進	55 防災分野における女性の積極的な参画推進
		56 防犯分野における女性の積極的な参画推進
7 市の率先した男女共同参画の推進	1 市の率先した男女共同参画の推進	57 庁内における管理職への女性の登用と職域の拡大等
		58 ワーク・ライフ・バランスに向けた取組の推進
		59 全ての審議会等への女性委員の登用(No.39再掲)

第5章 プラン推進の体制

1. 推進のための役割

・市民・地域・企業等にプランの広報・周知を図るとともに、行政と市民・地域・企業等が参画し、連携して推進します。

2. 推進体制

- (1) 庁内推進体制の充実
- (2) 市民との連携による施策の推進
- (3) 国・県との連携の推進
- (4) 男女共同参画に関わる活動推進拠点の充実

基本目標 IV

配偶者等からのあらゆる暴力の根絶



第4章 第2次西脇市配偶者等暴力(DV)対策基本計画

【策定の基本視点】

- (1) DVを根絶するための市民の啓発の推進
 - ・子どもの頃から自分も他者も大切にすることを身に付け、暴力で他人を圧迫したり問題解決を図ったりしない姿勢を学ぶなど、暴力を許さない意識の醸成を図ります。
 - ・DVの背景にある固定的な性別役割分担意識や女性に対する差別や偏見を解消していきます。
- (2) DV被害者の早期発見
 - ・DV防止の啓発や相談窓口等支援体制に関する情報提供の充実に取り組みます。
 - ・医療機関などとの連携によりDV被害を早期に発見し、被害者がいち早く必要な支援を受けられる仕組みをつくります。
- (3) DV被害者の安全の確保と自立
 - ・関係機関が連携しながら、被害者が安心してできる相談支援体制を整え自立を促します。
 - ・被害者の状況と意思を尊重した総合的な支援体制の充実を図ります。
- (4) 子どもなど周囲への被害の対応
 - ・関係機関が連携して子どもの安全を守り、十分な心身のケアを行います。

基本方針	施策の基本的方向	具体的施策
1 あらゆる暴力の根絶に向けた、意識啓発の推進	1 女性に対するあらゆる暴力の根絶に向けた、意識啓発の推進(再掲)	60 暴力根絶への広報(No.12再掲)
		61 暴力根絶に向けた予防学習の取組(No.13再掲)
		2 DV根絶に向けた啓発・教育
		62 DV防止の理解を深めための啓発と教育
		63 デートDVIに関する啓発
2 DV被害の早期発見と相談体制の整備・充実	2 DV被害者の相談体制の充実	64 DVIに関する市民の意識・実態調査の実施
		65 DVIに関する資料の収集と提供
		1 DV被害の早期発見の仕組みづくり
		66 市の各種窓口におけるDV被害者の気付きと相談支援窓口への連携
		67 関係機関との連携による早期発見に向けた仕組みづくり
3 DV被害者への支援体制の整備	2 DV被害者への自立支援への推進	68 DV相談窓口の周知
		69 相談支援体制の充実
		70 関係する相談機関との連携の強化
		71 相談窓口職員及び関係職員の資質の向上
		1 DV被害者の安全確保
		72 DV被害者の安全確保
		73 被害者の自立に向けた情報提供と相談支援
74 DV被害者のこころのケア		
75 子どもの保護のための体制整備		
76 DV被害者の市営住宅入居要件の緩和等による自立支援		
77 配偶者等暴力相談支援センターの設置に向けた検討		

3. 計画の進行管理

・担当課による実施状況の取りまとめや自己評価、男女共同参画担当課によるヒアリングなどを行い、市民や学識経験者から構成する男女共同参画審議会に報告します。
 ・施策の評価結果については次年度以降の施策展開に反映させるなど、プランの進行管理の充実を図ります。

4. 推進のための数値目標

別紙「数値目標(案)」参照

【数値目標（案）】

基本目標		指 標		基準値 (R2年度)	方向	目標値 (R8年度)
I	人権尊重と男女共同参画の視点に立った社会づくり	1	「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」という考え方に反対する市民の割合	76.6%	↗	83%
		2	「LGBT等の性的マイノリティ（性的少数者）」を「内容も知っている」とする人の割合	-	↗	60%
		3	市民向け男女共同参画啓発講座の開催回数	2回	↗	5回
		4	女性に対する暴力根絶に関する講座等の開催回数	2回	↗	3回
II	女性が活躍できる社会の実現と男性の家庭生活への参画促進	5	「仕事と自分の生活の両立ができています」とする市民の割合	76.5%	↗	79%
		6	育児休業を取得したと回答する保護者（①母親、②父親）の割合	①39.0% ② 3.4%	↗	① 50% ② 5%
		7	女性の就労や起業に関するセミナー・個別相談の参加人数（オンライン参加含）	196人	↗	250人
		8	男性の家事・育児参画促進事業の参加人数（オンライン参加含）	205人	↗	260人
III	社会のあらゆる分野における男女共同参画の推進	9	審議会等における女性委員の登用率	28.9%	↗	40～60%
		10	市役所における女性管理職の割合（市役所全体）	27.5%	↗	30%
		11	市役所における制度が利用可能な男性職員の ①配偶者出産休暇取得割合、②育児参加のための休暇の取得割合	①53.3% ② 7.0%	↗	①80% ②30%
IV	配偶者等からのあらゆる暴力の根絶	12	デートDV防止、アンガーマネジメント出張授業実施校数（市内学校）	1校	↗	5校
		13	DVの被害を受けたが誰にも相談しなかった（できなかった）人の割合（5年毎）	32.6%	↘	25%